

首都圏営業拠点「三重テラス」運営事業に係る業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

県は、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」など、さまざまな魅力の効果的な情報発信や、「三重ファン」の積極的な拡大、さらには県産品の販路拡大や誘客の増加をめざすため、平成 25 年 9 月、東京・日本橋に、首都圏営業拠点「三重テラス」を整備しました。

運営にあたっては、県から委託を受けた運営事業者が営業拠点を活用した物品販売事業、飲食事業等を実施するなど、県と運営事業者が連携・協力して、効果的な運営に努めているところです。

現在の運営委託に関する県と運営事業者との契約期間は平成 29 年度末までとなっています。

そこで、平成 28 年度に、三重テラスのこれまでの取組についての総括的な検証を実施しました。成果指標の達成状況、費用対効果、市町・団体や県内事業者をはじめとする関係者からの評価など、さまざまな観点から検証した結果、「三重テラスが設置されたことにより、首都圏の人々が三重の魅力に触れる機会が増え、三重に旅行する際の『入口』としての役割が増すとともに、県内の生産者や事業者が首都圏に向けて情報発信や販路拡大を図る際の『出口』にもなっており、三重テラスが首都圏の営業拠点として欠かせない存在となっている。」として、平成 30 年度以降も引き続き運営することを決定しました。

本業務は、別紙「首都圏営業拠点『三重テラス』運営事業に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の「4」の項で示した基本コンセプトの実現及び基本的機能の発揮に向けて、平成 30 年度からの首都圏営業拠点「三重テラス」の運営業務を委託することを目的として実施します。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

首都圏営業拠点「三重テラス」運営事業に係る業務委託

(2) 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 提出を求める企画提案資料の内容

以下、(1) 及び (4) ～ (5) は各 1 部、(2) ～ (3) は各 17 部提出するものとします。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書 (第 1 号様式)

※「登記簿謄本」等の要添付書類 (写し可) を含む。

(2) 企画提案書

仕様書で示した内容に関して、下表「企画提案書の作成にあたって記載を求める事項」に基づき記載してください。記載にあたっては、原則、項目立てを変更しないこととし、分かりやすくまとめてください。

企画提案書は、日本工業規格 A 4 版・両面長辺綴じ印刷・基本的な文字サイズ 12 ポイント以上とし、表紙を含めて 30 頁以内とします。なお、A 3 版の場合は折り込みし A 4 版とし、この場合 2 頁と扱います。

【企画提案書の作成にあたって記載を求める事項】

企画提案項目	企画提案書に記載を求める事項
1 運営ビジョン	・運営にあたっての基本的な考え方を記載してください。 ・5 年後に実現したいと考える首都圏営業拠点のあるべき運営状態 (姿) について記載してください。 ・運営業務を通じて、誰にどのような価値を提供していきたいと考えるのか、その基本的な考え方を記載してください。
2 物品販売に関する業務の運営方法	・物品販売に関する業務を運営するにあたっての基本的な考え方を記載してください。 ・商品の主な仕入方法、基本的な条件等について記載してください。 ・商品の展示、販売にあたっての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・来館者数の増加に向けての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・魅力的な店づくりを進めていくにあたって、具体的な提案があれば記載してください。 ・1 階店舗のゾーニングイメージを示してください。 ・その他他者と比較して優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
3 飲食に関する業務の運営方法	・飲食に関する業務を運営するにあたっての基本的な考え方を記載してください。 ・食材の主な仕入方法、基本的な条件等について記載してください。 ・メニューの開発、メニューの提供等にあたっての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・来館者数の増加に向けての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・魅力的な店づくりを進めていくにあたって、具体的な提案があれば記載してください。 ・1 階店舗のゾーニングイメージを示してください。 ・その他他者と比較して優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
4 顧客の理解と対応	・ターゲットとする主要な顧客について、その選定にあたっての基本的な考え方を記載してください。なお、顧客セグメントがある場合

	は、その区分毎に記載してください。 ・顧客との信頼関係を維持・確立するための基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・顧客の満足要因を明らかにし顧客満足の最大化を図るための基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・その他他者と比較して優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
5 運営体制とスタッフの能力開発	・責任者等の人選・配置についての基本的な考え方を記載してください。 ・スタッフ配置計画についての基本的な考え方を記載してください。 ・本社のバックアップ体制についての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・県との連絡体制の構築、日々の運營業務における県とのコミュニケーション、危機管理など緊急時の対応について、基本的な考え方やその方法を記載してください。 ・スタッフの能力開発についての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・その他他者と比べて優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
6 販路拡大につながる事業者支援	・県内事業者の販路拡大に向けたチャレンジを支援していくにあたっての基本的な考え方を記載してください。 ・県内事業者と緊密な関係を構築・強化していくための方法について記載してください。 ・県内事業者の販路拡大に向けたチャレンジを支援していくための方法について、具体的な提案があれば記載してください。 ・その他他者と比べて優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
7 ネットワークの拡大と強化	・日本橋地域とのネットワークを構築・強化していくにあたっての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・三重の応援団、三重の応援店舗、三重の応援企業など三重ファンとのネットワークを構築・強化していくにあたっての基本的な考え方やその方法について記載してください。 ・運營業務を実施していく上で有効と考える首都圏でのネットワークがあれば、その活用方法について記載してください。 ・その他他者と比べて優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
8 情報マネジメント	・運營業務に用いる情報・データを確実に収集し活用するための方法について、その基本的な考え方を含めて記載してください。 ・情報発信のために主に使用する媒体とその運用方法について、基本的な考え方を含めて記載してください。 ・メディアとの関係を構築・強化していくための方法を記載してください。 ・情報発信の質を高めていくための取組について、具体的な提案があれば記載してください。 ・その他他者と比べて優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。
9 三重テラスのブラッシュアップ	・前記「1～8」までで求めた事項の他、三重テラスのブラッシュアップにつながる取組について、具体的な提案があれば記載してください。 ・その他他者と比べて優れていると考える具体的な提案があれば記載

	してください。
10 収支計画	・ 運営期間における収支計画（全体・事業年度別）について、その基本的な考え方を含めて記載してください。 ・ 県への納付金について、その基本的な考え方（算出方法等）を含めて記載してください。 ・ その他収支計画における特記事項があれば記載してください。

(3) 事業者の概要書

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。様式任意。パンフレット等既存のもので可。

(4) 事業者の直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）

(5) 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

共同事業体による申請の場合。また、上記（1）及び（3）～（4）の資料については、共同事業体の構成員毎に提出するものとする。

5 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 企画提案資料の提出期限

平成29年8月17日（木）12時まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課（三重県庁8階）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。（電子メール又はファクシミリでの提出は受け付けません。）

郵送の場合は、必ず提出期限までに電話にて担当課あて受理の確認をしてください。

6 企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「首都圏営業拠点『三重テラス』運営事業に係る業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、総合的に評価した上で最優秀提案を選定します。

なお、最優秀提案は条件を付与した上で選定する場合があります、また、県が求める基準に達する提案がない場合は最優秀提案を選定しないことがあります。

7 最優秀提案の評価・選定方法

(1) 審査基準

以下の項目で審査を行います。項目間の加重配点はありません。

ア 的確性

- ・ 提案内容は、県の意図や事業の趣旨を的確に理解した上で、要求仕様に合致したものであるか。

イ 一貫性

- ・ 提案内容は、一連の企画としてストーリー性があり首尾一貫しているなど、整合の図られたものであるか。

ウ 具体性

- ・ 提案内容は、業務を運営していく上での考え方や方法が明確になっているなど、具体的なものであるか。

エ 専門性

- ・提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。
- ・首都圏営業拠点を持続的・継続的に運営していくために必要な経営ノウハウや過去に類似の業務を行うなど十分な実績を有しているか。

オ 企画性

- ・提案内容は、自社の強みを生かすなど独自能力が発揮され、構想力のあるものとなっているか。

カ 効果性

- ・提案内容は、運營業務の所定の目的を達成するのに有効な考え方や方法が示されているなど、効果的なものとなっているか。

キ 実現可能性

- ・提案内容は、実現可能性が十分に考慮されており、実行可能と判断できるものとなっているか。

ク 課題解決

- ・提案内容は、首都圏営業拠点の今後の改善に向けた考え方や方法が示されているなど、課題解決につながると判断できるものとなっているか。

ケ 収支計画の妥当性

- ・運営期間中の収支計画についての内容や内訳、根拠は適当と判断することができるか。
- ・提案内容は、首都圏営業拠点を持続的・継続的に運営していくために安定した経営基盤が構築されていると判断できるものとなっているか。

コ 業務の実施体制

- ・運營業務の所定の目的を達成するのに必要な体制が準備・整備されたものとなっているか。
- ・提案内容は、首都圏営業拠点を持続的・継続的に運営していくため、スタッフの継続的な能力開発の取組など組織全体の能力を強化・向上させていくための仕組みが考慮されたものとなっているか。

(2) 第1次審査（書類審査）の実施

提案者が多数の場合、選定委員会で書類審査を行い、優秀提案を5者程度選定します。

- ・実施日 平成29年8月28日（月）

なお、申込数が少ない場合は、第1次審査を省略します。

上記の結果については、第1次審査の実施の有無に関わらず、平成29年8月31日（木）17時までに電子メールにて、提案した全ての者に通知します。プレゼンテーションの対象者には、あわせてプレゼンテーション審査の時間・場所についてお知らせします。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

第1次審査で選定された優秀提案の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書のみによるものとし、パソコンやタブレット端末等の使用は不可とします。また、他の提案者の提案を傍聴することも不可とします。

プレゼンテーションの実施日及び場所は次のとおりです。

- ・実施日 平成29年9月11日（月）

・場所 三重県雇用経済部会議室（三重県庁8階）

プレゼンテーションをふまえ、選定委員会で審査を行い、最優秀提案を選定します。

なお、第1次審査の結果は、第2次審査に持ち越さないこととします。（第2次審査の評点結果をもって最優秀提案を選定します。）

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県ホームページにおいて公表します。

8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとします。

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）（有料、写し可）
- （2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）（無料、写し可）

9 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、企画提案書の内容を基にして、業務遂行に必要となる具体的な履行条件等の協議及び調整を行った上で、三重県雇用経済部三重県営業本部担当課において示します。
- （2）三重県会計規則に定める契約保証金は免除します。
- （3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- （4）契約は、三重県雇用経済部三重県営業本部担当課において行います。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

11 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （1）受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- （2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結

する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者が、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 現地説明会の開催

現地説明会（現地案内）を下記のとおり開催します。

なお、現地説明会への参加はコンペ申込の必須要件ではありません。また、この参加の有無が、7に記載する評価・選定方法に影響を及ぼすことはありません。

(1) 実施日時

平成29年7月18日（火）8時30分～9時30分

(2) 案内場所

1階ショップ、1階レストラン、2階イベントスペース等

(3) 申込方法

申込は、第3号様式により行うものとし、19に記載する担当課あて電子メール又はファクシミリにより提出してください。なお、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

(4) 申込期限

平成29年7月13日（木）正午まで

(5) 集合時間及び集合場所

平成29年7月18日（火）8時25分 三重テラス2階イベントスペース

(6) その他

現地説明会は、首都圏営業拠点「三重テラス」の運営に支障の少ない時間帯を利用して実施するものです。そのため、参加申込のあったすべての事業者を対象としての、合同による現地案内となりますので、その旨、ご了承ください。

なお、参加は1事業者あたり2名以内でお願いします。

16 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成29年8月3日（木）17時まで

(2) 質問の提出

質問は、第4号様式により行うものとし、19に記載する担当課あて電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかの方法で提出してください。なお、電子メール、ファクシミリの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の応募者からの提案状況や採点等に関する質問は受け付けることができません。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日から原則として1週間以内に、三重県のホームページに掲載します。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返却しません。
- (3) 企画提案書等に記載された個人情報については、当該業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (4) 提出のあった企画提案資料については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。
- (7) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上決定することとします。

18 参考図書・資料

- (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」
<http://www.mieterrace.jp/>
- (2) 首都圏営業拠点「三重テラス」の運営状況
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500012584.htm>
- (3) 首都圏営業拠点「三重テラス」総括評価（最終報告）
<http://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/m0141200025.htm>
- (4) 首都圏営業拠点運営事業に係る委託契約の内容
（平成25年定例会 戦略企画雇用経済常任委員会説明資料）
<http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/004619.htm>
- (5) 首都圏営業拠点「三重テラス」平面図等
<http://www.db.pref.mie.lg.jp/db/view/index.asp?INFO=TVN3MUxHc3h0VEF3TkRBPQ%3D%3D>

19 担当課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 営業推進班 板倉、森

電話 : 059-224-2386

ファクシミリ : 059-224-3024

E-Mail : eigyo@pref.mie.jp